

# 一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会 理事会規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「当法人」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適正かつ、円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 理事会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

### (構成)

第3条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (種類)

第4条 通常理事会は、毎月1回開催する。

2 必要がある場合に、臨時理事会を招集することができる。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請

求をした理事が招集したとき。

- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律101条2項及び3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

## 第2章 招 集

### (招集権者)

**第5条** 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

### (招集の請求)

**第6条** 理事は、理事現在数の2分の1以上をもって、理事会の議題（会議の目的たる事項）を記載した書面を招集権者に提出して、理事会の招集を請求することができる。

- 2 招集の請求があった後5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、招集を請求した理事は、自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事が、理事の法令又は定款に違反する行為について理事会に報告するため、書面を理事会の招集権者に提出して理事会の招集を求めた場合も、前項と同様とする。

### (招集通知)

**第7条** 理事会の招集通知は、会日より10日以前に各理事及び監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、理事全員の同意を得て、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催する

ことができる。

#### (議案)

**第8条** 理事会に付議する議案は、会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、これを提出することができる。

2 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、特に支障のない限り、これを審議することができる。

### 第3章 決議

#### (議長)

**第9条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (決議方法)

**第10条** 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、会長が決定する。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

#### (決議の省略)

**第11条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (決議事項)

**第12条** 理事会の決議を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事の選定又は解職
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定又は解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 重要な事業その他の契約の締結、解除又は変更
- (7) 多額の借入れ
- (8) 重要な使用人の選任又は解任
- (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) 内部管理体制の整備
- (11) 定款第34条に規定する理事の取引の承認
- (12) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (13) 事業報告及び計算書類等の承認
- (14) 当法人における各種規程及び規則の制定、変更及び廃止
- (15) その他理事会が必要と認める事項

### (例外決議)

**第13条** 前条につき、緊急を要する場合は、臨時に理事会を招集してこれを処理するものとする。

### (書面による意見の表明)

**第14条** やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、事前に書面をもって議長となるべき者に対し、議案についての意見を表明することができる。

- 2 事前の意見表明があったときは、議長は、理事会における審議に際して、その内容を報告しなければならない。

(議事録)

- 第15条 理事会の決議については、議長が議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第4章 附 則

(補 則)

- 第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

- 第17条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

以上

令和 5年 6月 1日施行